

# コンサルティング業務委託基本契約書

株式会社\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と源口技術士事務所（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対するコンサルティング業務委託に関して、次のとおりコンサルティング業務委託基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（契約の目的）

本契約は、甲乙間において締結されるコンサルティング業務委託に関する基本的事項を定めるものであり、甲乙間に取り交わされる全てのコンサルティング業務委託個別契約（以下「個別契約」という。）に適用される。

## 第2条（個別契約の成立）

- 1 個別契約は、委託業務の内容・委託料その他の条件を明記した個別契約書の締結、または「注文書」と当該「注文書」の内容を承認する「注文請書」を取り交わすことによって成立する。
- 2 「注文書／注文請書」による個別契約は、甲の注文書に基づき乙が提出する注文請書を甲が受領したときに成立する。
- 3 個別契約の効力は、本契約に優先する。

## 第3条（乙の提供する役務）

乙は、甲に対し、IT技術に関する専門技術または経営に関する業務に関連した個別契約の目的として締結した事項、および甲乙間において特に合意した業務について、役務を提供する。なお、本契約は、その性質上、甲の売上高の上昇などを保証するものではない。

## 第4条（期限）

- 1 甲乙間の個別契約が、各種資料などの特定の物品、ないし調査・分析などに基づく報告書の提出を内容とするときは、乙は、個別契約に定める期限までに目的物を提供する。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、乙は甲に対し期限の変更を求めることができる。
  - (1) 甲が乙の委託業務遂行に必要な資料・情報等の提供を遅滞し、または誤った情報などを提供したために乙の委託業務遂行進捗に支障が生じたとき
  - (2) 委託業務に変更があったとき
  - (3) 天災その他不可抗力により乙の業務の遂行が困難になったとき

## 第5条（委託料）

- 1 甲は、乙に対し、翌月末日（該当日が休日のときは直前の銀行営業日）限り、当月分の委託業務の対価として個別契約に定める金額（以下「委託料」という。）を乙に支払う。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、乙は再見積を行い甲に対し個別契約に定めた委託料の変更を請求することができる。
  - (1) 委託業務内容に変更があったとき
  - (2) 甲の委託業務遂行に必要な資料・情報等の提供を遅滞し、または誤った情報

などを提供したために乙の費用が増加したとき

#### 第6条（貸与品）

委託業務遂行に必要となる甲の資料、情報等（以下「貸与品」という。）は、甲より乙に無償にて貸与される。

#### 第7条（営業秘密および個人情報）

甲と乙とは、委託業務遂行の過程において、相手方から営業秘密および個人情報の開示を受ける場合、別途これらの情報の管理について協議の上、その取扱いについて善良なる管理義務を有する。また、甲乙間の合意により別途秘密保持に関する契約書を作成することができるものとする。

#### 第8条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の同意なしに、本契約および個別契約に基づく一切の権利・義務を、第三者に譲渡してはならない。

#### 第9条（再委託）

乙は、乙の責任において、委託業務の全部または一部を第三者に行わせることができ。乙は再受託者の行為について、一切の責任を負う。なお、乙が再委託を希望する場合には、事前に甲の了承を得なければならない。

#### 第10条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から\_\_\_\_年間とする。
- 2 前項の期間満了の\_\_\_\_ヶ月前までに、甲または乙による将来に向かっての解約の意思表示がない場合は、さらに1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とする。
- 3 前項の定めにより本契約が効力を失う時点において存続している個別契約については、当該個別契約が終了するまで本契約の効力は存続する。

#### 第11条（契約の解除）

当事者は、相手方について、支払停止に陥り、あるいは仮差押・競売の申請・破産・民事再生・会社整理もしくは会社更正の手続が開始し、公租公課の滞納処分を受けたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けた時は、催告なしに本契約および個別契約を解約することができる。

#### 第13条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

西暦\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲：住 所\_\_\_\_\_ 乙：住 所 東京都中央区勝どき1-1-1-1412  
会 社 名\_\_\_\_\_ 会 社 名 源口技術事務所  
代表取締役\_\_\_\_\_ 代表 源口宏\_\_\_\_\_ 印